

株 主 各 位

群馬県高崎市あら町5番地1
株式会社免疫生物研究所
代表取締役社長 清 藤 勉

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成21年6月25日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 群馬県高崎市八島町70
高崎ワシントンホテルプラザ 11階 ワシントンホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項 第27期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告
及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎招集通知添付書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ibl-japan.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、米国でのサブプライム住宅ローン問題に端を発した金融市場混乱による株式・為替市場の変動等から、米国景気が減速し、急速な減産の動きなどが起こった結果、雇用の大幅な調整につながり、世界的な金融危機の深刻化や世界景気の一層の下振れ懸念により景気は下押し、悪化傾向で推移しました。

一方、我々が業を営む研究用試薬、実験動物及び医薬品に係わる業界を概観すると、主なユーザーである製薬企業の大型医薬品の特許切れ問題、いわゆる「2010年問題」解決を見据えた動きが活発化しており、新規技術の積極的導入や世界的な規模での新たな再編が進み、仕入先の再選定や研究テーマの絞り込みなどの方針変更により、実質購買品目が縮小化する傾向が見られます。また、他のユーザーである国公立の大学や研究所においては、独立行政法人化への編成作業は落ち着き感を呈していますが、以前にも増して有用性の高い試薬以外は価格競争に陥いるなど、業界の置かれている環境は継続して厳しくなったものと実感されます。

このような状況の下、事業別の売上高の状況は以下のとおりとなりました。医薬関連事業は、今年度においてはアステラス製薬株式会社に導出しました抗ヒトオステオポンチン抗体(2K1)の第Ⅱ相臨床試験が開始されなかったことによるマイルストーン契約金収入の減少によって、売上高は109,605千円(前年同期比64.8%減)となりましたが、臨床試験は継続して行われております。研究用試薬関連事業については、前述のとおり医薬品業界の再編などによる影響を受け、主に、試薬関連受託サービス及び血清の販売が苦戦したことから、売上高は563,156千円(同8.2%減)となりました。実験動物関連事業については、主たる顧客である製薬企業の研究所再編の影響を受け苦戦したものの、米国Taconic Farms, Inc.の一部の疾患モデル動物需要が回復傾向にあり、また自社製品として初の疾患モデル動物の販売を開始したことから、売上高は359,351千円(同1.2%減)となりました。その他事業については、クレアチン飲料の配布等を中心に販売促進活動中であり、売上高は3,892千円(前年同期は188千円)となりました。

これらの結果、売上高は1,036,006千円(前年同期比19.6%減)、営業損失は382,483千円(前年同期は210,367千円の営業損失)、経常損失は389,205千円(前年同期は208,417千円の経常損失)、当期純損失は496,818千円(前年同期は236,162千円の当期純損失)となりました。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、業績の向上に鋭意努めてまいりましたが、当事業年度の業績を勘案いたしまして、誠に不本意ではございますが、無配

とさせていただきますと存じます。

株主の皆様には、誠に申し訳ありませんが、何卒事情ご理解のうえ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。引き続き業績回復に全社をあげて対処し、早期に配当を行うことができますよう努力してまいります。

事業別売上高

区 分	前事業年度		当事業年度		前年同期比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
研究用試薬関連事業	613,724	47.6	563,156	54.3	△50,567	△8.2
実験動物関連事業	363,564	28.2	359,351	34.7	△4,212	△1.2
医薬関連事業	311,437	24.2	109,605	10.6	△201,832	△64.8
その他事業	188	0.0	3,892	0.4	3,704	—
合 計	1,288,914	100.0	1,036,006	100.0	△252,907	△19.6

(2) 設備投資等の状況

当事業年度における設備投資の総額は113,520千円であり、その主な内容は、基幹システムの構築（継続中）及び特許権の取得であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度の所要資金は自己資金により充当し、外部からの重要な資金調達は行っておりません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第24期	第25期	第26期	第27期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	1,502,249	1,533,870	1,288,914	1,036,006
経 常 利 益 (千円)	27,322	40,618	△208,417	△389,205
当 期 純 利 益 (千円)	51,477	105,382	△236,162	△496,818
1株当たり当期純利益 (円)	95.52	201.31	△383.46	△806.00
総 資 産 (千円)	2,920,327	3,488,572	3,163,100	2,611,756
純 資 産 (千円)	2,028,450	3,125,576	2,892,018	2,385,097
1株当たり純資産額 (円)	3,921.46	5,082.24	4,691.79	3,869.43

(注) 第25期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

(5) 対処すべき課題

① 抗体の市場環境とその対応

抗体に関する市場規模は、抗体が使用される分野によって大きく異なっております。研究用試薬の市場は小規模であります。診断用医薬品の市場は中規模であり、治療用医薬品の市場規模はさらに大きくなります。さらに近年では、製薬企業各社が、パイプラインを充実させるために、医薬シーズに係る権利の譲渡又は許諾を受ける活動を積極的に展開している状況にあります。設立当時から、「抗体」を中心とする免疫学の研究を行ってきた当社にとって、このような環境はビジネスチャンスと捉えております。

ただし、治療用医薬品あるいは診断用医薬品の開発には、多額の研究開発費と長い年月が必要であります。当社の人的資源と効率を鑑み、自社では製品化するまでの全過程を行わず、抗原の機能解析による創薬ターゲットの探索及びそのターゲットに対する各種抗体の作製とそれらの抗体の薬効評価に特化する方針であります。当社は、医薬関連事業への積極的な投資によって、抗体に付加価値を付け、パイプラインを充実させることで企業価値の最大化を追求いたします。

② 疾患モデル動物の市場環境とその対応

生体内物質の役割や疾病の発症メカニズムの解明、医薬シーズの薬効評価などに用いるため、疾患モデル動物に対する潜在的な需要は以前からありましたが、従来は交配以外に疾患モデル動物を創製する有望な手法がないという供給面での問題がありました。しかし、近年、遺伝子改変などの技術革新によって、多種類の疾患モデル動物を創製することが可能となりました。疾患モデル動物は、創薬研究などに有用であると思われることから、今後もそれらの需要は高まるものと考えております。当社は、このような環境をビジネスチャンスと捉え、疾患モデル動物の輸入販売に留まることなく、この分野への積極的な投資を行ってまいります。三笠研究所では、自社初の疾患モデル動物の開発、繁殖、販売を開始いたしました。今後さらに、疾患モデル動物を利用した受託研究並びに動物の飼育・保管等のサービスを行ってまいります。当社は、実験動物関連事業を研究用試薬関連事業に次ぐ安定的な収益を生み出す事業として注力していく方針であります。

③ パイプラインの拡充

医薬関連事業においては、治療用医薬品及び診断用医薬品のさらなるパイプラインの充実のため、現行の共同研究先である大学などに加え、新たに国内外の研究機関との連携が必要になってまいります。今後、当社が有望なシーズを見出した場合は、研究会を組織するなどして研究の推進を行う方針であります。また、海外企業が保有するシーズの開発及び販売権の取得も積極的に行ってまいります。

④ 新規事業への参入

その他事業においては、クレアチン飲料水の拡販を積極的に行ってまいります。スポーツサプリメントとしての販売促進ばかりでなく、将来的な補完代替医療への利用の可能性を追求してまいります。

⑤ 人材の確保及び教育

当社は、企業価値の最大化を追求するため、研究用試薬関連事業はもとより、実験動物関連事業及び医薬関連事業を積極的に展開してまいります。そのためには、当該事業に精通した研究員及びプロジェクトを推進できる人材の確保が必要不可欠となります。その方策として、研究開発の効率が高まるハード面とソフト面の両面から研究開発に適した環境作りをいたします。

研究開発型企業である当社においては、自由な発想が生み出される柔軟な組織がふさわしいと考えております。組織が硬直化し、研究開発活動が滞ることがないように、常に問題意識をもって問題解決に取り組む組織を維持運営いたします。

⑥ 財務安定性の確保

当社は、研究開発型企業として、積極的かつ継続的に研究開発に投資していく方針ですが、投資の源泉は事業からの収益をもって行われることが望ましいと考えております。さらなる収益確保のため、現製品の見直しや間接部門コストの削減に努めてまいります。また、研究テーマの選択を行い、経営資源を集中して効率的な経営を行うことが重要であると認識しております。

(6) 主要な事業内容

区 分	主 な 内 容
研究用試薬関連事業	<ul style="list-style-type: none">・抗体関連試薬販売・その他の試薬販売・試薬関連受託サービス
実験動物関連事業	<ul style="list-style-type: none">・疾患モデル動物の開発、繁殖及び販売・疾患モデル動物を利用した受託研究・動物の飼育・保管等のサービス
医薬関連事業	<ul style="list-style-type: none">・医薬シーズライセンス・体外診断用医薬品販売
その他事業	<ul style="list-style-type: none">・クレアチンを水溶化した飲料水の販売

(7) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	群馬県高崎市あら町5番地1
藤 岡 研 究 所	群馬県藤岡市
三 笠 研 究 所	北海道三笠市
シドニー支店	オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州シドニー市

- (注) 1. 平成20年5月31日付で東京営業所を廃止いたしました。
2. 平成20年4月30日付でシドニー支店を開設いたしました。

(8) 従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
68名	1名増	39.1歳	8.5年

- (注) 従業員数は就業人員であり、使用人兼務取締役2名及び臨時従業員10名は含んでおりません。

(9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 群 馬 銀 行	85,000千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 2,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 616,400株（自己株式5株を含む。）
- (3) 株主数 4,777名
- (4) 大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
清 藤 勉	株 111,450	% 18.08
岩 井 化 学 薬 品 株 式 会 社	20,000	3.24
野 村 ア ー ル ・ ア ン ド ・ エ ー 第 二 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	18,470	3.00
松 村 展 行	16,630	2.70
ア ン ト ・ リ ー ド 1 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	15,000	2.43
株 式 会 社 ニ チ レ イ バ イ オ サ イ エ ン ス	15,000	2.43
栄 研 化 学 株 式 会 社	12,500	2.03
梅 村 清	12,200	1.98
シーインベストメント バイオ・メディカル フ ァ ン ド 投 資 事 業 組 合	12,000	1.95
ジ ャ フ コ ・ バ イ オ テ ク ノ ロ ジ ー 1 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	11,250	1.83

(注) 1. 発行済株式の総数（自己株式を除く。）の10分の1以上の株式を有する株主1名を含め、上位10名の株主を記載しております。

2. 出資比率は、自己株式（5株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担当又は他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	清 藤 勉	営業本部長
取 締 役	前 田 雅 弘	製造開発部長
取 締 役	中 川 正 人	財務経理部長兼社長室長
取 締 役	河 南 雅 成	株式会社ジーンテクノサイエンス代表取締役
常 勤 監 査 役	今 泉 淨	
監 査 役	石 原 靖 議	
監 査 役	渡 辺 廣 之	

- (注) 1. 監査役石原靖議及び渡辺廣之の両氏は、社外監査役であります。
2. 平成20年6月27日開催の第26期定時株主総会において、中川正人氏が取締役に選任され、就任いたしました。
3. 監査役今泉淨氏は、財務経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役渡辺廣之氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	9名	45,120千円
監 査 役	3名	8,850千円
合 計	12名	53,970千円

- (注) 1. 上記のうち、社外監査役に対する報酬等の総額は2名3,300千円であります。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含む。）を5名18,095千円支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 監 査 役	石 原 靖 議	原則として全ての取締役会及び監査役会に出席し、主に営業面での発言を行っております。
	渡 辺 廣 之	原則として全ての取締役会及び監査役会に出席し、主に財務面での発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
① 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	20,000千円
② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金25,000千円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額となります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社都合の場合のほか、当社監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当する状況にあり、かつ、改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、取締役会に対して会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

毎月開催される取締役会には、原則として全ての役員が出席するものとし、各取締役は職務の執行状況について報告し、出席監査役は各取締役の業務執行状況を監督する。また、監査役による日常の業務監査によって、取締役の職務の執行が法令及び定款に反していないか監視する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報及び文書については、文書管理規程に従い適切に保存及び管理を行い、取締役及び監査役が常時閲覧できる体制とする。また、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行うものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部監査責任者である内部監査室長をリスク管理責任者とし、部署横断的なリスク管理体制を構築する。内部監査の結果、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について、直ちにトップマネジメント、担当部署及び監査役に通報される体制とする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画のマネジメントについては、経営理念及び経営基本方針に基づき毎年策定される年度事業予算及び中期経営計画に従い、各業務執行ラインにおいて目標達成のための活動を行うものとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか、業績報告を通じて定期的に検証を行う。

業務執行のマネジメントについては、取締役会規程において定められている事項及びその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき、事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。

日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに従い業務を遂行するものとする。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全使用人に法令及び定款の遵守を徹底させるため、代表取締役社長をコンプライアンス委員長とし、内部通報制度を構築する。万一コンプライアンスに疑義のある行為が発生した場合には、その内容及び対処案がコンプライアンス担当役員を通じてトップマネジメント、取締役会及び監査役に報告される体制を構築する。また、

各担当取締役はそれぞれの部署において適切な研修体制を構築し、内部通報窓口のさらなる周知徹底を図るものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査を担当する内部監査室を監査役の職務を補助すべき部署とし、監査役の求めに応じて内部監査スタッフがその任に当たる。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動等については、事前に監査役会の同意を得るものとする。また、当該使用人の人事評価に際しては、監査役の意見を聴取するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。なお、当該報告及び情報提供の主なものは、次のとおりとする。

- ① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- ② 内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- ③ 内部監査部門の活動状況
- ④ 重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ⑤ 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
- ⑥ 内部通報制度の運用及び通報の内容
- ⑦ 稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役、内部監査人及び監査法人の三者による意見交換会を定期的で開催するものとする。また、監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を聴取する機会を与えられるものとする。

(注) 本事業報告に記載の金額、数値及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	799,191	流動負債	155,796
現金及び預金	137,299	買掛金	31,805
受取手形	66,999	一年内返済予定長期借入金	20,000
売掛金	182,517	リース債務	1,114
有価証券	175,883	未払金	50,964
商品	13,113	未払法人税等	5,701
製品	37,963	前受金	24,894
原材料	44,195	預り金	6,561
仕掛品	106,389	賞与引当金	14,754
貯蔵品	10,356	固定負債	70,862
前払費用	17,689	長期借入金	65,000
未収還付法人税等	502	リース債務	3,437
未収消費税等	4,495	退職給付引当金	392
その他の	1,834	その他	2,032
貸倒引当金	△48	負債合計	226,658
固定資産	1,812,565	純資産の部	
有形固定資産	1,281,543	科目	金額
建物	760,323	株主資本	2,397,211
構築物	19,297	資本金	1,571,810
機械及び装置	24,092	資本剰余金	1,416,578
車両及び運搬具	107	資本準備金	1,416,578
工具器具及び備品	69,382	利益剰余金	△591,172
土地	403,788	利益準備金	1,962
リース資産	4,552	その他利益剰余金	△593,134
無形固定資産	125,337	繰越利益剰余金	△593,134
特許権	49,829	自己株式	△4
商標権	694	評価・換算差額等	△12,114
ソフトウェア	10,356	その他有価証券評価差額金	△12,114
ソフトウェア仮勘定	63,516		
その他	940		
投資その他の資産	405,684	純資産合計	2,385,097
投資有価証券	330,865	負債及び純資産合計	2,611,756
関係会社株式	14,095		
出資金	300		
関係会社長期貸付金	18,981		
長期前払費用	7,174		
破産更生債権等	2,558		
保険積立金	33,982		
その他	285		
貸倒引当金	△2,558		
資産合計	2,611,756		

損益計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,036,006
売上原価		576,147
売上総利益		459,858
販売費及び一般管理費		842,342
営業損		382,483
営業外収益		
受取利息	923	
受取配当金	653	
法人税等還付加算金	802	
保険解約返戻金	1,796	
その他の	884	5,060
営業外費用		
支払利息	1,701	
為替差損	9,771	
その他の	308	11,782
経常損		389,205
特別利益		
固定資産売却益	843	
賞与引当金戻入額	8,220	
その他の	1,656	10,720
特別損		
固定資産売却損	3,910	
固定資産除却損	12,222	
たな卸資産評価損	12,865	
投資有価証券評価損	66,059	
関係会社株式評価損	15,904	
その他の	4,656	115,619
税引前当期純損		494,103
法人税、住民税及び事業税	2,714	2,714
当期純損		496,818

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計
平成20年3月31日残高	1,571,810	1,416,578	1,416,578	1,962	△96,315	△94,353
事業年度中の変動額						
当期純損失					△496,818	△496,818
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△496,818	△496,818
平成21年3月31日残高	1,571,810	1,416,578	1,416,578	1,962	△593,134	△591,172

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
平成20年3月31日残高	-	2,894,034	△2,015	△2,015	2,892,018
事業年度中の変動額					
当期純損失		△496,818			△496,818
自己株式の取得	△4	△4			△4
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）		-	△10,098	△10,098	△10,098
事業年度中の変動額合計	△4	△496,822	△10,098	△10,098	△506,921
平成21年3月31日残高	△4	2,397,211	△12,114	△12,114	2,385,097

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び原材料

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 製品及び仕掛品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① リース資産以外の有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～50年

機械及び装置 4～8年

工具器具及び備品 3～18年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における簡便法による退職給付債務及び年金資産残高に基づき計上しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

7. 重要な会計方針の変更

たな卸資産の評価に関する会計基準

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日公表分 企業会計基準第9号）を適用し、評価基準については原価法から原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更しております。

これにより、当事業年度の営業損失及び経常損失が6,120千円、税引前当期純損失が18,986千円それぞれ増加しております。

リース取引に関する会計基準等

「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号）を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、有形固定資産に4,552千円、流動負債に1,114千円、固定負債に3,437千円それぞれ計上されております。なお、これによる、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響はありません。

8. 表示方法の変更

損益計算書

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示していた営業外収益の「保険解約返戻金」は重要性が増加したため、区分掲記することにいたしました。

なお、前事業年度における「保険解約返戻金」の金額は409千円であります。

9. 追加情報

有形固定資産の耐用年数の変更

当社の機械及び装置については、従来、耐用年数を4～7年としておりましたが、平成20年度の法人税法改正を契機に耐用年数の見直しを行った結果、当事業年度より耐用年数を4～8年に変更しております。

これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
建物	127,598千円
土地	130,438千円
計	258,037千円
(2) 担保に係る債務	
一年内返済予定長期借入金	20,000千円
長期借入金	65,000千円
計	85,000千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	922,928千円
3. 関係会社に対する金銭債権	20,000千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引以外の取引	34千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び数	
普通株式	616,400株
2. 当事業年度末における自己株式の種類及び数	
普通株式	5株
3. 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び数	
普通株式	25,800株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金損金算入限度超過額	5,966千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	158千円
減価償却超過額	2,523千円
貸倒引当金繰入限度超過額	537千円
投資有価証券評価損	35,979千円
たな卸資産評価損	7,678千円
繰越欠損金	255,908千円
繰延税金資産小計	308,752千円
評価性引当額	△308,752千円
繰延税金資産合計	—千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備、ソフトウェア等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
機械及び装置	16,668	10,424	6,243
工具器具及び備品	10,128	3,309	6,818
ソフトウェア	12,288	3,801	8,486
合 計	39,084	17,535	21,548

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内	7,092千円
1年超	14,456千円
合計	21,548千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失
支払リース料 7,092千円
減価償却費相当額 7,092千円
4. 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
5. 減損損失について
リース資産に配分された減損損失はありません。

(持分法損益等の注記)

1. 関連会社に関する事項
関連会社はありますが、利益基準及び剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため記載を省略しております。
2. 開示対象特別目的会社に関する事項
当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第13号)を適用しております。

なお、これによる開示対象の変更はありません。

1. 当社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	㈱セルリム ーバー	埼玉県 和光市	97,000	再生医療材の開発・製造	直接 28.8%	出資先	増資の引受	30,000	関係会社株式	14,095

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

第三者割当増資に応じ出資し、議決権の28.8%を取得し関連会社となったものであります。

2. 当社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	河南 雅成	-	-	当社取締役 ㈱ジーン テクノサイエンス 代表取締役	(被所有) 直接 0.2%	関連当事者が代表取締役を務める会社への出資	増資の引受	41,250	投資有価証券	15,668

(注) 1. 上記の取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社取締役が代表取締役を務める会社の第三者割当増資に応じ出資したものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 3,869.43円
- 1株当たり当期純損失 806.00円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(注) 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月15日

株式会社免疫生物研究所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 禎良	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中島 茂喜	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桂川 修一	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社免疫生物研究所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月22日

株式会社免疫生物研究所 監査役会

常勤監査役	今 泉	浄 ㊟
監 査 役	石 原 靖	議 ㊟
監 査 役	渡 辺 廣	之 ㊟

(注) 監査役石原靖議及び渡辺廣之は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が施行され、上場会社の株式は、株式振替制度（いわゆる株券の電子化）に一斉移行されました。これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正および附則の新設等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第7条（条文省略） <u>（株券の発行）</u> 第8条 <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u> <u>② 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u> （単元未満株主の権利制限） 第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 （株主名簿管理人） 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p>	<p>第1条～第7条（現行どおり） （削除） （単元未満株主の権利制限） 第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利 （株主名簿管理人） 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第 11 条</u> 当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第 12 条</u> 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする</p>	<p>(削除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第 10 条</u> 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続等</u>については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第 11 条</u> 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集) 第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>） (期末配当金等の除斥期間) 第51条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 ② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(招集) 第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>） (期末配当金等の除斥期間) 第50条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。 ② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p> <p><u>附則</u> 第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員4名が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式数
1	清藤 勉 (昭和19年9月29日生)	昭和39年9月 国立がんセンター研究所病理学部技官 昭和50年4月 新潟大学医学部第1病理学教室技官 昭和53年9月 株式会社日本抗体研究所入社 昭和57年9月 当社設立 代表取締役社長 平成13年3月 株式会社ジーンテクノサイエンス設立 代表取締役 平成21年4月 当社代表取締役社長兼営業本部長(現任)	111,450株
2	前田 雅弘 (昭和32年10月15日生)	昭和57年4月 株式会社ニチレイ入社 昭和61年4月 東海大学医学部移植学教室出向 平成元年9月 米国ホワイトヘッド生物医学研究所出向 平成6年4月 当社入社 平成13年4月 当社研究開発部長 平成13年6月 当社取締役研究開発部長 平成19年5月 当社取締役製造開発部長(現任)	1,070株
3	中川 正人 (昭和37年8月5日生)	昭和58年4月 株式会社ウェッズ入社 平成15年4月 株式会社ウェッズ経理部長 平成19年10月 当社入社 平成20年4月 当社財務経理部長 平成20年6月 当社取締役財務経理部長兼社長室長(現任)	140株

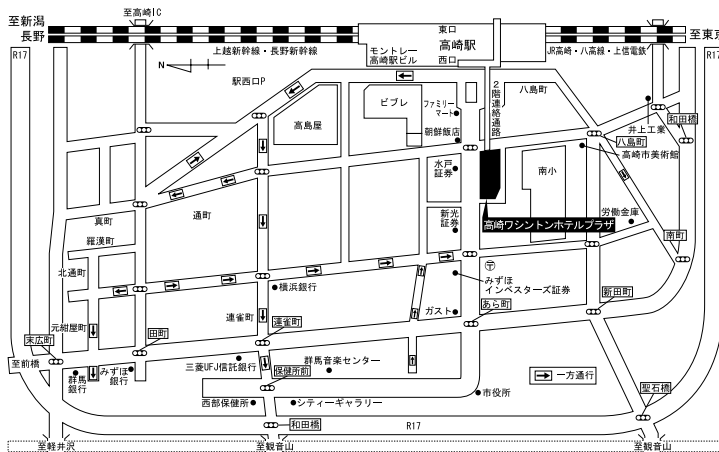
候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する当 社の株式数
4	河 南 雅 成 (昭和35年3月1日生)	昭和58年4月 三谷産業株式会社入社 平成12年2月 相模化成工業株式会社出向 常 務取締役 平成14年1月 三谷産業株式会社ケミカル事業 部ファインケミカル営業部長 平成14年9月 当社入社 経営管理室長 平成15年6月 当社取締役経営管理室長 平成16年5月 当社取締役(現任) 平成16年5月 株式会社ジーンテクノサイエン ス代表取締役(現任) (他の法人等の代表状況) 株式会社ジーンテクノサイエンス代表取締役	1,000株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

株主総会会場ご案内図

株主総会は、高崎ワシントンホテルプラザ11階ワシントンホールで開催いたしますので、ご出席の際は下記の案内図をご参照ください。



駅周辺の拡大図



JR 高崎駅西口より 徒歩3分
 上越新幹線で
 東京駅から約50分
 新潟駅から約70分
 長野新幹線で
 長野駅から約50分
 関越自動車道で
 練馬ICから約60分
 新潟ICから約150分
 上信越自動車道で
 長野ICから約150分

※ 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますのでお車でのご来場は、ご遠慮願います。